特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

| 評価書番号 | 評価書名 |
|-------|--|
| 25 | 鳥取市 子ども・子育て支援法による子どものための教育・保育給付若しくは子育てのための施設等利用給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務 |

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

鳥取市は、子ども・子育て支援法による子どものための教育・保育給付若しくは子育てのための施設等利用給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、その取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

事務の一部を外部業者へ委託しているため、業者選定の際に業者の情報保護管理体制を確認し、 併せて秘密保持契約を締結している。

評価実施機関名

鳥取市長

公表日

令和6年12月27日

I 関連情報

| 」 | |
|---------------|---|
| 1. 特定個人情報ファイル | を取り扱う事務 |
| ①事務の名称 | 子ども・子育て支援法による子どものための教育・保育給付若しくは子育てのための施設等利用給付の 支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務 |
| ②事務の概要 | ・子ども・子育て支援法の規定に基づき、小学校就学前の子どもに対する保育及び教育並びに保護者に対する子育て支援を行うため、施設型給付・地域型保育給付・施設等利用給付に係る支給認定事務及び実費徴収に係る補足給付事務を行う。 ・特定個人情報ファイルは、子ども・子育て支援法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)の規定に従い、以下の事務において取り扱う。 ①子どものための教育・保育給付の認定及び支給に関する事務 ②子育てのための施設等利用給付の認定及び支給に関する事務 ③地域子ども・子育て支援事業(実費徴収に係る補足給付)の実施に関する事務 ※事務に係る申請・届出等は、窓口・郵送及びサービス検索・電子申請機能で受領する。 |
| ③システムの名称 | 子ども・子育て新システム、宛名システム、団体内統合宛名システム(番号連携サーバ)、中間サーバ、 サービス検索・電子申請機能、申請管理システム |
| 2. 特定個人情報ファイル | ·名 |
| 宛名特定個人情報ファイル、 | 教育・保育給付認定等情報ファイル |
| 3. 個人番号の利用 | |
| 法令上の根拠 | 番号法第9条第1項 別表127の項 |
| 4. 情報提供ネットワーク | システムによる情報連携 |
| ①実施の有無 | <選択肢> 1)実施する 2)実施しない 3)未定 |
| ②法令上の根拠 | ア 情報照会 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表155の項 イ 情報提供 実施しない |
| 5. 評価実施機関における | |
| ①部署 | 健康こども部こども家庭局幼児保育課 |
| ②所属長の役職名 | 幼児保育課長 |
| 6. 他の評価実施機関 | |
| 7. 特定個人情報の開示 | ·訂正·利用停止請求 |
| 請求先 | 総務部総務課公文書管理室 〒680-8571 鳥取県鳥取市幸町71番地 本庁舎4階 『EL0857-20-3121 |
| 8. 特定個人情報ファイル | の取扱いに関する問合せ |
| 連絡先 | 健康こども部こども家庭局幼児保育課 〒680-0845 鳥取市富安二丁目138番地4 駅南庁舎1階 TEL0857-30-8457 |
| 9. 規則第9条第2項の通 | i用 []適用した |
| 適用した理由 | |

Ⅱ しきい値判断項目

| 1. 対象人数 | | | | | | |
|--|----------|-----------------|------------|---|--------------------|-----------|
| 評価対象の事務の対象人数は何人か | | [1万人以上10万人未満] | | <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上 | | |
| いつ時点の計数か | | 令和 | 6年11月1日 時点 | | | |
| 2. 取扱者数 | | | | | | |
| 特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か | | [| 500人未満 |] | <選択肢> 1) 500人以上 | 2) 500人未満 |
| | いつ時点の計数か | | 6年11月1日 時点 | | | |
| 3. 重大事故 | | | | | | |
| 過去1年以内に、評価実施機関において特定個人 情報に関する重大事故が発生したか | | [| 発生なし |] | <選択肢> 1) 発生あり | 2) 発生なし |

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

| 1. 提出する特定個人情報 | 保護評価書の種類 | | | | | | |
|---|---------------|----------------------|---|--|--|--|--|
| | 項目評価書 | | <選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 | | | | |
| 2)又は3)を選択した評価実施 されている。 | 施機関については、それそ | れ重点項目評価書 | ・又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載 | | | | |
| 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) | | | | | | | |
| 目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か | [十分である |] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている | | | | |
| 3. 特定個人情報の使用 | | | | | | | |
| 目的を超えた紐付け、事務に 必要のない情報との紐付けが 行われるリスクへの対策は十 分か | [十分である |] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている | | | | |
| 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か | [十分である |] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている | | | | |
| 4. 特定個人情報ファイルの | の取扱いの委託 | | []委託しない | | | | |
| 委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か | [十分である |] | <選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている | | | | |
| 5. 特定個人情報の提供・移転 | 云(委託や情報提供ネット' | フークシステムを通 | じた提供を除く。) [〇]提供・移転しない | | | | |
| 不正な提供・移転が行われる リスクへの対策は十分か | [|] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている | | | | |
| 6. 情報提供ネットワークシ | ステムとの接続 |] |]接続しない(入手) [〇]接続しない(提供) | | | | |
| 目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か | [十分である |] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている | | | | |
| 不正な提供が行われるリスク への対策は十分か | Γ |] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている | | | | |

| 7. 特定個人情報の保管・消去 | | | | | | |
|-------------------------------------|--|--|--|--|--|--|
| 特定個人情報の漏えい・滅 失・毀損リスクへの対策は十 分か | <選択肢> (選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている | | | | | |
| 8. 人手を介在させる作業 | []人手を介在させる作業はない | | | | | |
| 人為的ミスが発生するリスク への対策は十分か | <選択肢> | | | | | |
| 判断の根拠 | 取扱手順書や窓口対応マニュアルを作成し対応を行っており、例えば次のような対策を講じている。 ・申請者からマイナンバーの提供を受け、その上で記載されたマイナンバーの真正性確認を行っている。 ・特定個人情報を含む書類は、施錠できる書棚等に保管することを徹底している。 | | | | | |
| 9. 監査 | | | | | | |
| 実施の有無 | [〇] 自己点検 [〇] 内部監査 [] 外部監査 | | | | | |
| 10. 従業者に対する教育・ | · · · · · · · · · · · · · · · · · · · | | | | | |
| 従業者に対する教育・啓発 | <選択肢> | | | | | |
| 11. 最も優先度が高いと表 | えられる対策 []全項目評価又は重点項目評価を実施する | | | | | |
| 最も優先度が高いと考えられ る対策 | [8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 | | | | | |
| 当該対策は十分か【再掲】 | <選択肢> [十分である] 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている | | | | | |
| 判断の根拠 | 取扱手順書や窓口対応マニュアルを作成し対応を行っており、例えば次のような対策を講じている。 ・マイナンバーを含む書類の送達を行う際は、中身の見えない封筒等に封入処理し、担当者以外が開封しないよう表記を行っている。 ・特定個人情報を含む書類は、施錠できる書棚等に保管することを徹底している。 ・特定個人情報を含む書類を廃棄する際は、記録を行っている。 | | | | | |

変更箇所

| | 変更箇所 - 本面 | | | | | |
|------------|--|--|--|------|---------------------|--|
| 変更日 | 項目 | 変更前の記載 | 変更後の記載 | 提出時期 | 提出時期に係る説明 | |
| 令和5年6月2日 | I 関連情報 1特定個人情報 ファイルを取り扱う事務 ②事 務の内容 | ①子どものための教育・保育給付に係る支給認定申請の受付・審査・通知 ②子どものための教育・保育給付に係る保育の必要性に関する事項等の届出及び書類の受付 ③子どものための教育・保育給付に係る支給認定の変更申請の受付・審査・通知 ④子どものための教育・保育給付に係る支給認定の職権による変更に係る審査・通知 ⑤子どものための教育・保育給付に係る支給認定の取り消しに関する事実についての審査・通知知 ⑥子どものための教育・保育給付に係る支給認定の取り消しに関する事実についての審査・通知知 | ①子どものための教育・保育給付に係る支給認定申請の受付・審査・通知 ②子どものための教育・保育給付に係る保育の必要性に関する事項等の届出及び書類の受付 ③子どものための教育・保育給付に係る支給認定の変更申請の受付・審査・通知 ④子どものための教育・保育給付に係る支給認定の変更申請の受付・審査・通知 ⑤子どものための教育・保育給付に係る支給認定の取り消しに関する事実についての審査・通知 ⑥子どものための教育・保育給付に係る支給認定の取り消しに関する事実についての審査・通知 (⑥子どものための教育・保育給付に係る支給認定が明り消しに関する事実についての審査・通知 ※事務に係る申請・届出等は、窓口・郵送及びサービス検索・電子申請機能で受領する。 | 事後 | ぴったりサービス開始に伴う 追記 | |
| 令和5年6月2日 | I 関連情報 1特定個人情報 ファイルを取り扱う事務 ③シ ステムの名称 | 子ども・子育て新システム、宛名システム、団体 内統合宛名システム(番号連携サーバ)、中間 サーバ | 子ども・子育で新システム、宛名システム、団体 内統合宛名システム(番号連携サーバ)、中間 サーバ、サービス検索・電子申請機能、申請管 理システム | 事後 | ぴったりサービス開始に伴う 追記 | |
| 令和5年6月2日 | I 関連情報 5評価実施機関 における担当部署 ①部署 | 健康こども部こども家庭課 | 健康こども部こども家庭局幼児保育課 | 事後 | 組織改編による変更 | |
| 令和5年6月2日 | I 関連情報 5評価実施機関 における担当部署 ②所属長 の役職名 | こども家庭課長 | 幼児保育課長 | 事後 | 組織改編による変更 | |
| 令和5年6月2日 | I 関連情報 8特定個人情報 ファイルの取扱いに関する問 合せ | 健康こども部こども家庭課 〒680-8571 鳥取県鳥取市幸町71番地 本庁 舎1階 [E.0857-30-8238 | 健康こども部こども家庭局幼児保育課 〒680-8571 鳥取県鳥取市幸町71番地 本庁 舎1階 Ta.0857-30-8238 | 事後 | 組織改編による変更 | |
| 令和5年6月2日 | Ⅱしきい値判断項目/1.対象 人数/いつ時点の計数か | 令和3年6月1日時点 | 令和5年6月1日時点 | 事後 | ぴったりサービス開始に伴う 修正 | |
| 令和5年6月2日 | Ⅱしきい値判断項目/2.取扱 者数/いつ時点の計数か | 令和3年6月1日時点 | 令和5年6月1日時点 | 事後 | ぴったりサービス開始に伴う 修正 | |
| 令和6年12月27日 | 評価書名 | 子どものための教育・保育給付に係る支給認定 事務 基礎項目評価書 | 鳥取市 子ども・子育て支援法による子どものための教育・保育給付若しくは子育てのための施設等利用給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務 | 事前 | 評価項目の統合 | |
| 令和6年12月27日 | 個人のプライバシー等の権利 利益の保護の宣言 | 鳥取市は子どものための教育・保育給付に係る 支給認定事務における特定個人情報ファイル の取扱いにあたり、その取扱いが個人のプライ パシ一等の権利引益に影響を及ぼしかねない ことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の 事態を発生させるリスクを軽減させるために十 分な措置を行い、もって個人のプライバシ一等 の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言 する。 | 鳥取市は、子ども・子育て支援法による子ども のための教育・保育給付若しくは子育てのため の施設等利用給付の支給又は地域子ども・子 育て支援事業の実施に関する事務における特 定個人情報ファイルの取扱いにあたり、その取 扱いが個人のブライバシー等の権利利益に影 響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情 報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを 軽減させるために十分な措置を行い、もって個 人のブライバシー等の権利利益の保護に取り 組んでいることを宣言する。 | 事前 | 評価項目の統合 | |
| 令和6年12月27日 | I 関連情報 1特定個人情報 ファイルを取り扱う事務 ①事 務の名称 | 子どものための教育・保育給付に係る支給認定 事務 | 子ども・子育て支援法による子どものための教育・保育給付若しくは子育てのための施設等利用給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務 | 事前 | 評価項目の統合 | |
| | I 関連情報 1特定個人情報 ファイルを取り扱う事務 ②事 務の概要 | ・子ども・子育て支援法の規定に基づき、小学校就学前の子どもに対する保育及び教育並びに保護者に対する子育て支援を行うため、保育所・幼稚園・認定にども園等への入所を希望する児童への施設型給付・地域型保育給付に係る支給認定事務を行っている。・・特定個人情報ファイルは、子ども・子育で支援法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、番号法)の規定に従い、以下の事務において収集を行っている。 ①子どものための教育・保育給付に係る支給認定申請の受付・審査・通知 ②子どものための教育・保育給付に係る支給認定の変更申請の受付・審査・通知 ④子どものための教育・保育給付に係る支給認定の変更申請の受付・審査・通知 ④子どものための教育・保育給付に係る支給認定の変更申請の受付・審査・通知 ④子どものための教育・保育給付に係る支給認定の職権による変更に係る審査・通知 ④子どものための教育・保育給付に係る支給認定の職権による変更に係る審査・通知知 ⑥子どものための教育・保育給付に係る支給認定の職権による変更に係る審査・通知知・公職権による変更に係る審査・通知知・必要は、事務に係る申請・届出等は、窓口・郵送及びサービス検索・電子申請機能で受領する。 | ・子ども・子育で支援法の規定に基づき、小学校就学前の子どもに対する保育及び教育並びに保護者に対する子育で支援を行うため、施設型給付・地域型保育給付・施設等利用給付に係る支給認定事務及び実費徴収に係る補足給付事務を行う。・特定個人情報ファイルは、子ども・子育で支援るための番号の利用等に関する法律(番号法)の規定に従い、以下の事務において取り扱う。①子どものための教育・保育給付の認定及び支給に関する事務②子育でのための施設等利用給付の認定及び支給に関する事務③地域子ども・子育で支援事業(実費徴収に係る補足給付)の実施に関する事務 ③地域子ども・子育で支援事業(実費徴収に係る補足給付)の実施に関する事務 ③地域子ども・子育で支援事業(実費徴収に係る補足給付)の実施に関する事務 | 事前 | 評価項目の統合 | |
| 令和6年12月27日 | I 関連情報 2特定個人情報 ファイル名 | 宛名特定個人情報ファイル、教育・保育給付の 支給認定情報ファイル | 宛名特定個人情報ファイル、教育・保育給付認 定等情報ファイル | 事前 | 評価項目の統合 | |
| | <u> </u> | | | | 1 | |

| 変更日 | 項目 | 変更前の記載 | 変更後の記載 | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|------------|---|---|--|------|-----------|
| 令和6年12月27日 | I関連情報 3個人番号の利 用 | 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法) (平成25年5月31日法律第27号) 別表第一94項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第68条 | 番号法第9条第1項 別表127の項 | 事後 | 番号法改正 |
| 令和6年12月27日 | I 関連情報 4情報提供ネット ワークシステムによる情報連 携 ②法令上の根拠 | | ア 情報照会 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条 の表155の項 | 事後 | 番号法改正 |
| 令和6年12月27日 | I 関連情報 8特定個人情報 ファイルの取扱いに関する問 合せ | 健康こども部こども家庭局幼児保育課 〒680-8571 鳥取県鳥取市幸町71番地 本庁 舎1階 Ta.0857-30-8238 | 健康こども部こども家庭局幼児保育課 〒680-0845 鳥取市富安二丁目138番地4 駅 南庁舎1階 Ta.0857-30-8457 | 事後 | 庁舎移転 |
| 令和6年12月27日 | Ⅱしきい値判断項目 1.対象 人数 いつ時点の計数か | 令和5年6月1日時点 | 令和6年11月1日時点 | 事後 | |
| 令和6年12月27日 | Ⅱしきい値判断項目 2.取扱 者数 いつ時点の計数か | 令和5年6月1日時点 | 令和6年11月1日時点 | 事後 | |
| 令和6年12月27日 | IVリスク対策 8人手を介在させる作業 人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か | (なし) | 十分である | 事後 | 様式変更 |
| 令和6年12月27日 | IVリスク対策 8人手を介在させる作業 判断の根拠 | (なし) | 取扱手順書や窓口対応マニュアルを作成し対 応を行っており、例えば次のような対策を講じて いる。 ・申請者からマイナンバーの提供を受け、その 上で記載されたマイナンバーの真正性確認を 行っている。 ・特定個人情報を含む書類は、施錠できる書棚 等に保管することを徹底している。 | 事後 | 様式変更 |
| 令和6年12月27日 | IVリスク対策 11最も優先度 が高いと考えられる対策 | (なし) | 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 | 事後 | 様式変更 |
| 令和6年12月27日 | IVリスク対策 11最も優先度 が高いと考えられる対策 当 該対策は十分か【再掲】 | (なし) | 十分である | 事後 | 様式変更 |
| 令和6年12月27日 | IVリスク対策 11最も優先度 が高いと考えられる対策 判 断の根拠 | (なし) | 取扱手順書や窓口対応マニュアルを作成し対応を行っており、例えば次のような対策を講じている。 ・マイナンバーを含む書類の送達を行う際は、中身の見えない封筒等に封入処理し、担当者以外が開封しないよう表記を行っている。 ・特定個人情報を含む書類は、施錠できる書棚等に保管することを徹底している。 ・特定個人情報を含む書類を廃棄する際は、記録を行っている。 | 事後 | 様式変更 |